

議案第 57 号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条の 9 第 2 項」を「第 24 条の 9 第 3 項」に、「第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号」を「第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号」に改める。

第 3 条中「第 24 条の 9 第 2 項」を「第 24 条の 9 第 3 項」に、「第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号」を「第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号ア中「4. 3」を「4」に改め、同号イ中「障害児である乳児又は幼児（次条第 3 項第 3 号及び第 54 条第 1 項第 2 号において「乳幼児」という。）の数を 4 で除して得た数及び障害児である少年の数を 5 で除して得た数の合計数」を「障害児の数を 4 で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同

項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第6条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第54条第1項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

第22条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第59条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

（川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第43条第2項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第3号アに規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間

は、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第5条第1項第3号イに規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号イの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条の2（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、主として知的障害のある児童又は主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の配置基準を改めること等のため、この条例を制定するものである。